

議案第 5 号

木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

木古内町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。